

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・2通

第2 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 会社計算規則第93条第2項及び第115条の3について

(意見の概要)

国際最低課税額に対する法人税等について、会社計算規則第93条第2項では、損益計算書において、会社計算規則第93条第1項第1号に掲げる項目の次にその内容を示す名称を付した項目をもって表示できるとされており、さらに、会社計算規則第93条第1項第1号の当該事業年度に係る法人税等に含めて表示した上で、その金額に重要性が乏しい場合を除き注記することが、会社計算規則第115条の3第1項の規定では原則とされている。これらの開示方法については、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の定めに合わせて、原則と例外という関係ではなく、並列的な関係の規定とすることを検討すべきである。

(当省の考え方)

上記の意見の趣旨は、本省令案について、会社計算規則第93条第1項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含めて表示し、会社計算規則第115条の3に基づいてその金額を注記することが原則とされ、会社計算規則第93条第2項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額と区分して表示することが例外とされているため、両者を並列的な関係とする内容の規定に改めることを検討すべきというものであると考えられる。

この点、会社計算規則第93条第1項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含めて表示することと、会社計算規則第93条第2項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額と区分して表示することは、原則と例外の関係にあるものではなく、計算書類の作成者は、当該各規定に基づいていずれの方法によることも可能である。

以上より、御指摘のように原案を改める必要はないと考える。

2 会社計算規則第98条第1項第18号の3及び第115条の3について

(意見の概要)

国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含

めて表示する場合における注記表について、会社計算規則第98条第1項に第18号の3として、注記表に区分して表示すべき項目として国際最低課税額に対する法人税等に関する注記を加え、会社計算規則第115条の3として、その注記の内容とすべき事項を定める規定を加えるのではなく、会社計算規則第104条を「損益計算書に関する注記」から「損益計算書等に関する注記」に改題した上で、その注記の内容とすべき事項を定める規定を会社計算規則第104条に加えることを求める。

(当省の考え方)

上記の意見の趣旨は、会社計算規則第98条第1項第18号の3及び第115条の3を新たに設けることにより、国際最低課税額に対する法人税等に関する注記について、会社計算規則第98条第1項各号に列挙されているその他の項目とは独立した項目を設けることを定めるのではなく、会社計算規則第104条の中に、損益計算書に関する注記の項目の中に含めて表示することを定める規定を設けることを求めるというものであると考えられる。

この点、会社計算規則第98条第1項第18号の3及び第115条の3は、国際最低課税額に対する法人税等に関する注記として表示すべき内容を定めるものであり、それぞれの内容が区分して表示されているのであれば、会社計算規則第98条第1項各号に列挙されているその他の項目とは独立した項目を新たに設けることまでを求めるものではない。したがって、会社計算規則第98条第1項第18号の3及び第115条の3に定める注記すべき内容を区分して表示するものであれば、上記の意見にあるように、損益計算書に関する注記の項目の中に含めて表示することでも差し支えない。

以上より、御指摘のように原案を改める必要はないと考える。

以 上